

令和2年7月豪雨による被災者の皆さまへ

生活福祉資金（緊急小口資金） 特例貸付のご案内

～ 一時的な生活費をお貸しします ～

貸付内容

- **貸付対象** 令和2年7月豪雨により被災された方で次の市町村に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯。
 - ◆災害救助法が適用された市町村
八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、上天草市、玉東町、和水町、南関町、長洲町、南小国町、小国町、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村
- **貸付限度額** 一世帯につき一回限り。原則として10万円以内。ただし、以下の場合は、20万円以内。
 - ① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合
 - ② 世帯員に要介護者がいる場合
 - ③ 4人以上の世帯である場合
 - ④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、小学校修了までの子どもがいる場合
- **据置期間** 貸付けの日から1年以内
- **償還期限** 据置期間終了後2年以内
- **貸付利子** 無利子
- **保証人** 不要

借入申込に必要なもの

- 被災したことがわかるもの（罹災証明書（又は罹災証明申請書の写し）、もしくは被災証明書）
- 住民票（同居している世帯全員分・続柄が記載されたもの（発行3か月以内））
- 身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、在留カード（外国人）等）
- 印鑑（印鑑がない場合は受付時にお申し出ください）
- 申込者の預金通帳又はキャッシュカード等預金口座がわかるもの

8月11日（火）午前10時から受付を開始します

相談・申込受付時間：午前10時から午後4時まで（土曜、日曜、祝日を除く）

貸付金の交付方法

借入申込者が指定する金融機関に送金します。

受付窓口

住所を有する市町村社会福祉協議会又は避難をしている避難所等が所在する市町村社会福祉協議会が受付窓口となります。

県外に避難している場合は、避難先の市区町村社会福祉協議会が受付窓口となります。

新型コロナウイルス感染防止のため、できる限り電話で予約のうえ、おいでください。

◆ 関係市町村社会福祉協議会一覧

市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
八代市	0965-62-8228	南小国町	0967-42-1501
人吉市	0966-24-9192	小国町	0967-46-5575
荒尾市	0968-66-2993	芦北町	0966-86-0294
水俣市	0966-63-2047	津奈木町	0966-61-2940
玉名市	0968-73-9050	錦町	0966-38-2074
天草市	0969-32-2552	あさぎり町	0966-49-4505
山鹿市	0968-43-1134	多良木町	0966-42-1112
菊池市	0968-25-5000	湯前町	0966-43-4117
上天草市	0969-56-2455	水上村	0966-44-0782
玉東町	0968-85-3150	相良村	0966-35-0093
和水町	0968-34-2366	五木村	0966-37-2333
南関町	0968-69-9020	山江村	0966-24-1508
長洲町	0968-78-1440	球磨村	0966-32-0022

~~~~~

実施主体：社会福祉法人熊本県社会福祉協議会

連絡先：〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3番7号

電話 096-324-5475